

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.137

No.137 2018.9.3

■ 同一労働同一賃金部会スタート

先の国会で成立した「短時間雇用労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム・有期雇用労働法）及び改正派遣法には、「雇用形態にかかわらず公正な処遇の確保」に関する規定が盛り込まれています。

これらの新法に対する省令・指針・ガイドラインを定めていくための労働政策審議会同一労働同一賃金部会が8月30日にスタートしました。同日の部会では、告示案と指針案が出されました。

ここで改めて、具体的な法改正の内容を確認しておきます。

■ 不合理な相違の禁止

基本給、賞与、その他の待遇それぞれについて、パート労働者、有期雇用労働者と正規雇用労働者との間に不合理な待遇を設けることは禁止されます。不合理かどうかについては、職務内容、職務内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されることになります。

■ 差別の禁止

職務内容、職務内容・配置の変更範囲が同一である場合には、基本給、賞与その他待遇のそれぞれについて、パート労働者、有期雇用労働者と正社員とを差別することは禁止されます。なお、パート労働者については以前より同趣旨の規定があったものですが、今回それが有期雇用労働者にも広がりました。

■ 派遣労働者についての均等・均衡待遇

派遣労働者については、

- i 派遣先の労働者との均等・均衡待遇をするか、
- ii 一定の要件（同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等）を満たす労使協定による待遇をするか、いずれかを確保することが派遣元に義務づけられました。

■ 説明義務の強化

パート労働者、有期雇用労働者、派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明をすることが義務化されています。

■ 実効性ある省令等を制定させ、非正規労働者の待遇改善のために活用していきましょう！

労働弁護団では、8月29日に、「働き方改革関連法『同一労働同一賃金』関連省令に関する意見」を発表し、厚労省に提出しました（労働弁護団ウェブサイトを参照）。

「高度プロフェッショナル制度」が猛毒である一方、この「同一労働同一賃金」に関わる新法は、労働組合や労働弁護士の取り組みによっては非正規労働者の待遇を改善していくための武器になり得るものです。より実効性のある省令、指針、ガイドラインを厚労省に策定させるために、労働側の意見を反映させよとの意見をあげていきましょう！

【発信元】 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4 階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790